

自治会連合会定例会（5月）



浦安市自治会連合会
URAYASU FEDERATION OF LOCAL COMMUNITY ASSOCIATIONS

浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

1. 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。

1. 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。

1. 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。

1. 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。

1. 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあうまちにしましょう。

(昭和56年4月1日制定)

浦安市民の歌 (海と緑のまち)

山本詳子 作詩 作曲
岩谷時子 補作 親泊正昇 編曲

一、希望の虹を 明るく架けて

清く流れる 境川よ

海辺のまちの 歴史を長く

伝えておくれ とこしえまで

今おおきく 羽ばたくまち

新しいふるさと みんなの浦安

二、明日の夢を 語る二人に

緑あふれる 並木路よ

小鳥が歌う 枝に花咲く

青春の幸せ まちの栄え

今かわそう 愛の言葉

自然のふるさと みんなの浦安

三、世界へつづく 青い海原

海の香りは さわやかだよ

あなたも君も まちで暮らして

いつも心は 一つなのさ

今ここには 未来がある

伸びゆくふるさと みんなの浦安

自治会連合会定例会

議題1 研修会・勉強会（新任自治会長向け研修）について

議題2 浦安市自治会連合会表彰規程の一部改正について

議題3 役員の補充について

議題4 納涼盆踊り大会実行・検討委員会の選任について

その他 6月以降の定例会開催予定日について

議題1

研修会・勉強会（新任自治会長向け研修）について

- 1 目的 自治会連合会の基本的な事業について知り、理解を深めること
他の自治会活動を参考に、各自治会活動に活かせること
同じ境遇である新会長どうしの横の繋がりを構築すること

- 2 日時 令和5年6月11日（日）
9：40 受付開始
10：00 開 会
10：10 第1部 自治会連合会について
10：20 第2部 市による自治会活動への支援
10：30 第3部 事例紹介（富士見三丁目自治会、舞浜三丁目自治会）
～休憩～
休憩後 第4部 意見交換会
12：00 解 散

※お好きなタイミングで参加できますが、グループ分けの都合上、**第4部前に早退する場合は必ず出欠回答時に申告してください。**

- 3 場 所 文化会館大会議室及び中会議室（会場のみ）

- 4 参加費 無料 ※お食事のご用意はございません。

- 5 対 象 自治会長及び自治会長が必要と認めた者
※新任の自治会長以外の自治会長も参加可能です。
※会場の収容人数を超える場合は人数を制限させていただきます。

- 6 内容 (予定)
- 第1部 自治会連合会について
- ・連合会の成り立ち
 - ・連合会事業の説明
 - ・連合会の役割、メリット
- 第2部 市による自治会活動への支援
- ・補助金、集会所の取扱い
 - ・自治会活動に役立つ支援の概要・問い合わせ先紹介
- 第3部 事例紹介
- ・富士見三丁目自治会
 - ・舞浜三丁目自治会
- 第4部 意見交換会
- ・4名程度のグループで自由にご歓談いただく場とします

- 7 申込み ①Google フォーム

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScQzizoVNAaetqJ-PX2dZUX5T7w56rohPYnqpWI9R0hDh0Zxg/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0>



②別紙「研修会・勉強会申込書」を窓口、郵送又はFAXにて提出

- 8 回答期限 令和5月5月21日（日）
- ※グループ分けの都合上、欠席の場合も必ずご回答ください。
また、第4部前に早退する場合は、出欠回答時に申告してください。

議題2 浦安市自治会連合会表彰規程の一部改正について

令和4年度事業計画策定委員会において、「事業調査票」により提出された意見を基に表彰規程を重くする方針となり、役員会にて表彰規程の見直しを行いました。

【改正要旨】

- ・第2号ないし第4号における勤続年数を延長
- …任期を2年に設定している自治会が一定数あること、活動の連続性を高めるため2年任期を推奨する意味合いから、偶数年とした。
- ・副会長及び会計以上の業務をこなしている役職もあることから、役職に関わらず、いわゆる役員を表彰対象とした。

【これまでの表彰規程】

第3条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 連合会会長・副会長・幹事・会計監査及び会計・庶務の職を退職した者。
- (2) 各地区の自治会会長を退職した者。
- (3) 副会長又は会計の職を勤続2年以上で退職した者。但し、副会長及び会計の職にある期間を通算した場合における勤続期間が2年以上となる者を含む。
- (4) 班長以上の役員の勤続期間が5年以上となる者。以後5年ごとに同様とする。
- (5) その他特に、連合会会長が表彰することが適当であると認めた者。

【令和5年度以降の表彰規程】

第3条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 連合会会長・副会長・幹事・会計監査及び会計・庶務の職を退職した者。
- (2) 各地区の自治会会長を勤続2年以上で退職した者。
- (3) 役員（役員会への参加が求められる役職）を勤続4年以上で退職した者。
- (4) 班長以上の役員の勤続期間が6年以上となる者。以後6年ごとに同様とする。
- (5) その他特に、連合会会長が表彰することが適当であると認めた者。

参考資料

浦安市自治会連合会表彰規程（平成28年4月1日施行）の一部改正

（傍線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（表彰）</p> <p>第3条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 各地区の自治会長を<u>勤続2年以上</u>で退職した者。</p> <p>(3) <u>役員（役員会への参加が求められる役職）</u>を勤続<u>4年以上</u>で退職した者。</p> <p>(4) 班長以上の役員の勤続期間が<u>6年以上</u>となる者。以後<u>6年</u>ごとに同様とする。</p> <p>(5) （略）</p> <p>2 前項第1号から第3号までに<u>規定</u>する「退職した者」とは、前年度中に退職した者をいう。</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p><u>この規程は、令和5年4月26日から施行する。</u></p>	<p>（表彰）</p> <p>第3条 （同左）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 各地区の自治会長を退職した者。</p> <p>(3) <u>副会長又は会計の職を勤続2年以上</u>で退職した者。<u>但し、副会長及び会計の職にある期間を通算した場合における勤続期間が2年以上となる者を含む。</u></p> <p>(4) 班長以上の役員の勤続期間が<u>5年以上</u>となる者。以後<u>5年</u>ごとに同様とする。</p> <p>(5) （同左）</p> <p>2 前項第1号から第3号までに<u>規程</u>する「退職した者」とは、前年度中に退職した者をいう。</p> <p>附則</p> <p>（同左）</p> <p>（追加）</p>

議題3 役員の補充について

◎中町役員の補充

4月の定例会にて募集しました中町役員について、下記のとおり候補者を選出します。(敬称略)

新任幹事 (案)

入船北エステート自治会	亀井克一
-------------	------

参考

◎自治会連合会会則 (抜粋)

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
幹事	3名
会計	1名
庶務	1名
会計監査	3名

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、定例会の議を経て後任者を補充できるものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

議題4 納涼盆踊り大会実行・検討委員の選任について

1. 納涼盆踊り大会実行・検討委員（兼任）の選出

＜委員＞ 連合会長、連合会副会長3名、連合会幹事3名
その他、元町・中町・新町より各2名以内で選出

2. 実行・検討委員会の用務

- ①盆踊り大会の企画運営
- ②会場周辺住民への周知ビラ配布
- ③踊りの練習会への参加
- ④盆踊り大会会場及び周辺道路の整備
(雨天等による会場の整備など)
- ⑤当日の受付
- ⑥当日の放送に関する用務
- ⑦当日及び翌日の片付けや清掃
- ⑧盆踊り大会実施方法等の見直しに必要な情報収集
- ⑨盆踊り大会実施方法等の見直し・検討

3. 会議（盆踊り前1～2回、盆踊り後適宜）

実行委員会・検討委員会会議への参加 ※会議日未定

※実行・検討委員に立候補いただける方は事務局までご連絡ください。

浦安市自治会連合会事務局
〒279-0851 浦安市猫実 1-1-1
浦安市役所地域振興課内
電 話 047-712-6246
E-Mail chiikinet@city.urayasu.lg.jp

その他 6月以降の定例会開催予定日について

令和5年度の定例会については、場合により、研修会・勉強会と同時開催する予定ですが、現時点での開催予定日をご連絡します。研修会・勉強会と同時開催する際は、改めて通知します。

なお、定例会の開催通知は、軽微な連絡はメールのみとすることに同意いただいている方には、メールでのみ送付いたします。

《 6月以降の定例会開催予定日 》

日程	会場	開始時間
6月14日(水)	文化会館小ホール	19:00
7月12日(水)	文化会館小ホール	19:00
9月12日(火)	文化会館小ホール	19:00
10月11日(水)	文化会館小ホール	19:00
11月8日(水)	文化会館小ホール	19:00
12月12日(火)	文化会館小ホール	19:00
2月14日(水)	文化会館小ホール	19:00

※8月及び1月は開催しません。

※3月につきましては、改めてご連絡します。